

公益社団法人大阪府看護協会「おおさか看護だより」広告募集要項

1. 媒体の概要

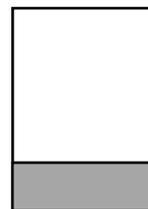
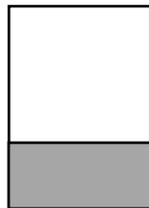
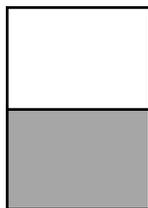
- ① 名称 おおさか看護だより
- ② 形状 A4 16 ページ（但し、5月号は24ページ）
コート 38.5 kg 色数 4/4C スクラム製本包装・2穴
- ③ 部数 約 55,000 部（全会員数 2020 年度 55,210 人）
- ④ 発行 4 回/年（5月10日・8月1日・11月3日・2月1日）
※事情により変更する場合があります
- ⑤ 配布 全会員へ配布（施設毎に発送 ※施設約 1,000 件 個人会員約 4,000 件）
（日本看護協会、各県看護協会、大阪府医師会他 60 か所余り）

2. 掲載について

4 回/年（5月・8月・11月・2月）

3. 広告の規格

- ① 広告の場所 表 4・表 3・中面
- ② サイズ



1/2P（縦 135 mm/横 170 mm） 1/3P（縦 90 mm/横 170 mm） 1/6P（縦 45 mm/横 170 mm）

- ③ 刷り色 フルカラー

4. 広告掲載料（1回あたり）

広告の場所/サイズ	1/2	1/3	1/6
表 4（裏表紙）	¥ 300,000-	¥ 200,000-	¥ 100,000-
表 3（裏表紙の裏面）	¥ 270,000-	¥ 180,000-	¥ 90,000-
中面		¥ 80,000-	¥ 40,000-

（税抜き）

5. 掲載の申込み

毎号発行の 3 か月前まで申し込んでください。

6. 広告原稿の作成及び提出

- ① 広告原稿は、本会の委託業者が作成します。（広告掲載料に原稿作成費を含む）
- ② 申込書を提出する際に、原稿を企画広報担当宛に提出ください。（メール添付可）※

※データの形式は別途お知らせします。

7. 広告掲載料の支払い
指定した期日までに、本会指定金融機関へお支払ください。
8. 広告掲載料の返金
納入された広告掲載料金は返金できません。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を返金いたします。
9. 広告掲載の取り消し
次のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消します。
 - ① 広告が、編集・発行上支障となる時
 - ② 指定する期日までに広告掲載料の入金がない時
 - ③ 指定する期日までに広告原稿の提出がない時
 - ④ その他、本会会長が必要と認めた時
10. 免責について
 - ① 掲載された広告の内容に関しては、広告主様に一切の責任を負っていただきます。広告内容に起因する名誉棄損の請求または訴訟、プライバシーの侵害、著作権の侵害及び他の請求・訴訟に関し、本会は一切の責任を負いません。
 - ② 広告掲載の形式、方法等の条件については、本会の都合により予告なく変更する場合があります。
 - ③ 広告の発行に遅延・中断が生じても、お申込みいただいた広告の掲載に影響が生じなかった場合は、本会は一切責任を負いません。
11. その他
 - ① 広告主は「公益社団法人大阪府看護協会 広告掲載要綱」及び「公益社団法人大阪府看護協会【おおさか看護だより】広告募集要項」を遵守してください。
 - ② 内容について疑義が生じた場合は、都度本会の部長会で協議するものとします。
 - ③ 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じて本会と広告主双方協議の上定めることとします。
12. 問い合わせ・申し込み先
公益社団法人大阪府看護協会 総務部総務 3 課 広報担当
TEL06-6947-6900 FAX06-6947-6901
Mail : koho@osaka-kangokyokai.or.jp